

第1期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

茨城県立県民文化センター
茨城県水戸市千波町東久保697番地

第1期定時株主総会会場は水戸市の茨城県立県民文化センター大ホールとなっております。末尾の総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

中継会場を足利銀行本店に設けております。54頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第1期定時株主総会招集ご通知

(添付書類)

第1期事業報告	5
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

(株主総会参考書類)

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ



常陽銀行



足利銀行

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしてまいりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



取締役社長
寺門 一義

取締役副社長
松下 正直

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年10月1日の株式会社 常陽銀行と株式会社 足利ホールディングスとの経営統合により、常陽銀行・足利銀行を子会社とする金融持株会社「株式会社 めぶきフィナンシャルグループ」が発足いたしました。当社グループの発足に際しましては、皆さまのひとかたならぬご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、経営理念に「質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域とともに、ゆたかな未来を創り続けます。」を掲げ、これまで両行が培ってまいりましたお客さま、地域とのリレーションを維持・深化させ、広域ネットワークを活用し、「地域産業の掘り起こし、地域経済の活性化や新たな市場創造」に取り組んでまいります。

地域振興・地方創生のけん引役として、グループの創意を結集し、質の高い総合金融サービスの提供により地域の持続的成長に貢献する金融グループとして邁進する所存でございますので、今後とも一層のご厚誼ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月吉日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

取締役社長 寺門 一義

取締役副社長 松下 正直

(証券コード 7167)
平成29年6月2日

株主各位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号
株式会社めぶきフィナンシャルグループ
取締役社長 寺門 一義

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。




敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	茨城県水戸市千波町東久保697番地 茨城県立県民文化センター 大ホール （平成28年10月1日付の経営統合に伴い、当社の水戸本社所在地である水戸市を株主総会の開催場所としております）
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none">● 報告事項<ul style="list-style-type: none">1. 第1期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第1期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件● 決議事項<ul style="list-style-type: none">第1号議案 定款一部変更の件第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

4. 議決権行使等についてのご案内

 <p>株主総会ご出席による 議決権行使</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <table border="1"><tr><td>開催日時</td><td>平成29年6月28日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)</td></tr></table>	開催日時	平成29年6月28日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)	 <p>郵送による 議決権行使</p> <p>同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお同封の記載面保護シールをご利用ください。</p> <table border="1"><tr><td>行使期限</td><td>平成29年6月27日(火) 午後5時到着分まで</td></tr></table>	行使期限	平成29年6月27日(火) 午後5時到着分まで	 <p>インターネット等による 議決権行使</p> <p>議決権行使ウェブサイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。</p> <table border="1"><tr><td>行使期限</td><td>平成29年6月27日(火) 午後5時まで</td></tr></table>	行使期限	平成29年6月27日(火) 午後5時まで
開催日時	平成29年6月28日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)							
行使期限	平成29年6月27日(火) 午後5時到着分まで							
行使期限	平成29年6月27日(火) 午後5時まで							

詳細は次ページを参照ください

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書面の郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) インターネット開示事項について

A. 下記①から③までの事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。

B. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト <http://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/>

以上

○代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

○当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトについて

① インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

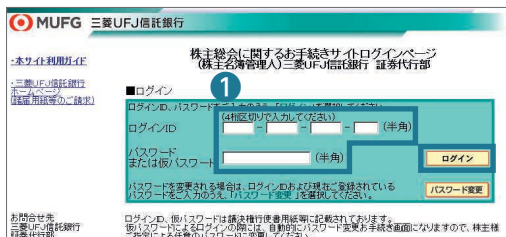
◎携帯電話をご利用の場合

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

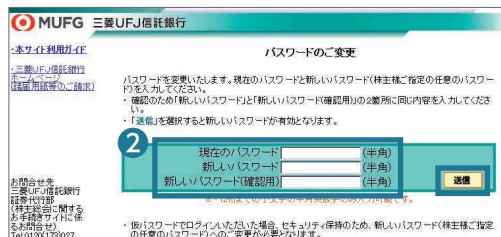


2 インターネット等による議決権行使方法について

① 議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotage.jp/>) において、議決権行使用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



② 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



3 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主さまのご負担となります。

② 携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

機関投資家さま向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

1. 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社常陽銀行（以下、「常陽銀行」といいます。）及び株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」といいます。）をはじめとする連結子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

金融経済環境

平成28年度のわが国経済は、英国のEU離脱問題や米国の大統領選など海外の政治的要素の影響を強く受けたものの、企業の生産活動や輸出に持ち直しの動きがみられるなど、総じて緩やかな景気回復基調が続きました。

当社グループの主要営業地盤である北関東地域においても、年度後半にかけて企業の生産活動や個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

金融市場を見ると、円の対米ドル相場は、年度当初から夏場にかけて円高傾向にありましたが、年度後半には米国の政策期待などから円安に転じ、年度末は1ドル・111円台の水準となりました。日経平均株価は、海外経済の先行き不透明感などから6月に一時15,000円を割り込みましたが、その後持ち直しに転じ、年度末は19,000円前後での値動きとなりました。金利は、日本銀行のマイナス金利政策などの影響を受け、短期金利が年度を通じてマイナス圏で推移しましたが、長期金利は、米国の金利上昇などを受けて、年度後半にはマイナス圏からプラス圏に転じました。

企業集団の事業の経過及び成果

(経営戦略)

このような環境のもと、当社は、常陽銀行との間で平成28年10月1日に株式交換による経営統合を行い、「質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域とともに、ゆたかな未来を創り続けます。」をグループ経営理念として定め、株式会社めぶきフィナンシャルグループとして新たにスタートいたしました。

経営統合に伴い、当社グループでは、目指す姿を「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」とする第1次グループ中期経営計画（平成28年10月1日～平成31年3月31日）を策定し、グループ一丸となって統合シナジーの早期発現に取り組みました。中期経営計画では、「地域創生への創意結集」、「総合金融サービスの拡充」、「エリア・チャンネルの拡充」、「オペレーションの革新」、「新グループの経営管理態勢の構築」の5つを統合基本戦略に据え、当期は経営統合後の最初の半年間にて取り組む「Day180プラン」のもと、当社の主要子会社である常陽銀行と足利銀行（以下、常陽銀行と足利銀行をあわせて「両子銀行」といいます。）を中心に、経営統合効果をお客さまに実感いただくための諸施策を展開いたしました。

「地域創生への創意結集」では、経営統合によって拡大したネットワークを活用し、主要地盤の産業特性を踏まえた幅広い支援施策を両子銀行において協働展開いたしました。具体的には、食関連事業者のための地域産品応援プロジェクトとして、商品開発・テストマーケティングを支援する「おいしさ向上品評会in水戸」、販路開拓・販路拡大を支援する「おいしさつながるフードフェスタin宇都宮」を開催したほか、ものづくり企業関連事業者の皆さま向けに、企業の強みや特長をまとめた技術提案書を活用した商談会「めぶきFG ものづくり企業フォーラム」を開催するなど、多くの事業者の商談機会等を創造し、ネットワークの拡大効果を発揮した事業支援を展開いたしました。また、これまで両子銀行が各々開催してきたビジネスプラン・コンテストを統合し、新たに「第1回めぶきビジネスアワード」として地域に潜在する革新的・創造的な事業プランの募集を行い、600件を超える事業プランを発掘するなど、地域の新産業・新事業の掘り起こしにも取り組みました。加えて、両子銀行と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との共同出資により「めぶき地域創生ファンド」を設立し、食・農・観光等の地域振興分野にかかる金融支援態勢の充実を図りました。

「総合金融サービスの拡充」では、株式会社常陽リース（平成29年4月3日に「株式会社めぶきリース」に商号を変更いたしました。）及び常陽証券株式会社（平成29年4月3日に「めぶき証券株式会社」に商号を変更いたしました。）と足利銀行との間で、それぞれ業務提携契約を締結し、ワンストップ金融サービスを提供する態勢を拡充いたしました。また、茨城県・栃木県に関連する企業の株式を組み入れた投資信託「愛称：ふたつの夢」の販売を通じ地域のお客さまの資産運用ニーズにお応えしたほか、海外事業展開支援に向けた商談会、各種セミナーやキャンペーンなどを両子銀行共同で開催し、経営統合による事業基盤の拡大を生かした諸施策を積極的に展開いたしました。

「エリア・チャネルの拡充」では、両子銀行の営業エリアが一部重複する地域において、店舗の移転集約を決定する一方、両子銀行間における振込手数料の引下げとATM相互入金を実施するなど、グループ全体としての経営資源の最適化とお客さまの利便性向上に向けたサービス充実に同時に取り組みました。

「オペレーションの革新」では、両子銀行の手形・小切手用紙やキャッシュカードの発行事務を共同化したほか、東京・埼玉地区における集中事務部門の集約を図るなど、スケールメリットを生かした業務効率化を進めました。また、平成32年1月を目途に、足利銀行の基幹システムを常陽銀行と同じシステムに移行することを決定し、システムコストの削減や事務効率化を目指すことといたしました。

「新グループの経営管理態勢の構築」では、地域の事情に精通した人材の育成を図るため、両子銀行間の人材交流施策として、支店長クラスから一般行員までの各階層別に「合同研修会」を開催するなど、新グループの経営方針や相互理解を深め、企業文化の融合を進めました。

(主要勘定等の動き)

以上のように、シナジー創出並びに業績向上に向けた取り組みを推進した結果、当期における当社グループの連結業績は、経常収益が2,132億84百万円となり、経常費用が1,610億29百万円となりました。この結果、経常利益は522億55百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、企業結合による負ののれん発生益1,192億19百万円を特別利益に計上したことなどにより、1,584億55百万円となりました。

当社グループの連結財政状態につきましては、総資産が16兆1,244億円となり、純資産は8,630億円となりました。主要な科目につきましては、預金が13兆5,070億円、貸出金は10兆2,447億円、有価証券は4兆1,906億円となりました。

なお、当期の連結業績につきましては、平成28年10月の当社と常陽銀行の株式交換が企業結合会計上の逆取得に該当するため、会計諸規則にもとづき、取得企業である常陽銀行の上半期の連結業績に、本株式交換後の当社の下半期の連結業績を合算した金額となっております。また、連結財政状態につきましては、当社の本株式交換直前の連結上の資産・負債を時価評価したうえで、常陽銀行の連結貸借対照表に引き継いでおります。このため、当年度と前年度における当社グループの損益及び財産の状況との間には連続性がなくなったため、前年度との比較については記載を省略しております。

主要な子会社である常陽銀行及び足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【常陽銀行】

経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益が減少した一方、国債等債券売却益や株式等売却益の増加等により、前年度比23億40百万円増加の1,410億53百万円となりました。経常費用は、その他業務費用や営業経費の増加等により、前年度比93億93百万円増加の1,053億89百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比70億53百万円減少の356億63百万円となりました。また、当期純利益は前年度比33億19百万円減少の244億54百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比4,606億円増加の9兆6,970億円、負債が前年度末比4,482億円増加の9兆1,037億円となりました。また、純資産は、前年度末比123億円増加の5,932億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンをはじめとした個人向けローンや地域の中小企業向けの融資への積極的な取り組み等により、前年度末比543億円増加の5兆9,670億円となりました。有価証券は、相場動向に応じた適切なポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比540億円増加の2兆7,935億円となりました。預金は、個人預金を中心に増加し、前年度末比1,370億円増加の8兆2,403億円となりました。

【足利銀行】

経常収益は、金利低下による貸出金利息の減少のほか、役務取引等収益も減少したことから、前年度比27億77百万円減少の977億68百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少する一方、貸倒引当金の増加等により、前年度比37億98百万円増加の644億93百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比65億75百万円減少の332億74百万円となりました。また、当期純利益は前年度比44億46百万円減少の264億12百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比3,788億円増加の6兆4,777億円、負債が前年度末比3,733億円増加の6兆1,602億円となりました。また、純資産は、前年度末比55億円増加の3,174億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや地域の中小企業を中心とした事業性融資への積極的な取り組み等により、前年度末比740億円増加の4兆3,484億円となりました。有価証券は、市場動向を踏まえた適切な運用に努めた結果、前年度末比914億円増加の1兆4,171億円となりました。預金は、個人預金、法人預金ともに増加し、前年度末比1,080億円増加の5兆3,325億円となりました。譲渡性預金は、前年度末比644億円増加の2,893億円となりました。

対処すべき課題

当社の主要子会社である両子銀行の主要営業地盤である北関東地域は、首都圏に隣接する地理的優位性に加え、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道、新幹線やつくばエクスプレス、茨城港や茨城空港などの交通インフラの整備を背景に、全国でも有数の企業立地地域として高いポテンシャルを有しています。一方、地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、IT分野の技術革新等に加え、日本銀行のマイナス金利政策の下で、収益環境や競争環境の厳しさが増していると同時に、金融サービスの広がりによる成長機会の創出機運も高まっております。

こうした脅威と好機の混在した環境変化の中において、当社グループでは、地域の課題解決に主体的に取り組み、これまで以上に地域創生に貢献していく中で成長機会を的確に取り込んでいくことが課題と認識しております。

このため、当社グループは、第1次グループ中期経営計画の目指す姿「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」の実現に向け、両子銀行が永年にわたって築いてきたお客さま、地域とのリレーションを深化させながら、互いの経営資源やノウハウを融合し、グループが一丸となって統合シナジーのさらなる発現を目指してまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、グループ役員一同全力を尽くしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,080	967	1,024	2,132
経常利益	282	210	303	522
親会社株主に帰属する当期純利益	243	170	224	1,584
包括利益	226	439	193	1,596
純資産額	2,411	2,871	3,031	8,630
総資産	56,123	58,642	61,060	161,244

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、常陽銀行が取得企業となるため、当社の本株式交換直前の連結上の資産・負債を時価評価した上で、常陽銀行の連結貸借対照表に引き継いでおります。また、当連結会計年度の連結業績は、常陽銀行の上半期の連結業績に、本株式交換後の当社の下半期の連結業績を合算した金額となっております。このため、本株式交換前の財産及び損益の状況と当連結会計年度の財産及び損益の状況との間には連続性がなくなっており、各計数は大幅に変動しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	154	154	129	130
受取配当額	147	147	120	120
銀行業を営む子会社	147	147	120	120
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	121	169	105	101
1株当たり当期純利益	27円38銭	51円00銭	31円59銭	13円42銭
総資産	3,005	3,044	3,016	7,745
銀行を営む子会社株式等	2,800	2,800	2,800	7,272
その他の子会社株式等	－	－	－	－

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
 なお、期中の平均発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を使用しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	6,099人	504人	2,851人	47人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含みません。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【常陽銀行】

①営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
茨	城	県	店 うち出張所 146 (28)	店 うち出張所 145 (28)
福	島	県	10 (-)	10 (-)
栃	木	県	8 (1)	8 (1)
千	葉	県	6 (-)	6 (-)
東	京	都	5 (-)	5 (-)
そ	の	他 府 県	5 (-)	5 (-)
合		計	180 (29)	179 (29)

②当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
インターネット支店	茨城県水戸市新原一丁目3番3号

③株式会社常陽銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④株式会社常陽銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

【足利銀行】

①営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
栃	木	県	店	うち出張所	店	うち出張所
			112	(41)	111	(41)
群	馬	県	15	(5)	15	(5)
茨	城	県	8	(2)	8	(2)
埼	玉	県	17	(1)	16	(1)
東	京	都	1	(-)	1	(-)
福	島	県	1	(-)	1	(-)
合		計	154	(49)	152	(49)

②当年度新設営業所

営業所名	所在地
川口支店	埼玉県川口市青木二丁目4番32号
パスカ支店	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

③株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

□ その他の事業

株式会社常陽リース	本社（水戸市）、つくば営業部 ほか
常陽証券株式会社	本社（水戸市）、水戸支店、つくば支店
常陽信用保証株式会社	本社（水戸市）
足利信用保証株式会社	本社（宇都宮市）
株式会社常陽クレジット	本社（水戸市）
株式会社あしぎんカード	本社（宇都宮市）

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	10,218	152	10,370

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社常陽銀行	ソフトウェア	2,831
		自動機（ATM）の新設・更改	282
		太田支店新築工事	281
	株式会社足利銀行	ソフトウェア	1,042
		自動機（ATM）の新設・更改	487
		栃木支店新築工事	422
		秩父支店新築工事	360
		本庄支店新築工事	307

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当社が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市 南町二丁目5 番5号	銀行業務	昭和10年 7月30日	85,113	100.00	
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮 市桜四丁目1 番25号	銀行業務	明治28年 9月25日	135,000	100.00	
株式会社常陽リース	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	リース業務	昭和49年 9月25日	100	(100.00)	
常陽証券株式会社	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	証券業務	平成19年 11月30日	3,000	(100.00)	
常陽信用保証株式会社	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	信用保証業務	昭和53年 4月20日	30	(100.00)	
足利信用保証株式会社	栃木県宇都宮 市桜四丁目1 番25号	信用保証業務	昭和53年 12月21日	50	(100.00)	
株式会社常陽クレジット	茨城県水戸市 南町三丁目4 番12号	クレジットカード業 務	昭和57年 8月30日	100	(100.00)	
株式会社あしぎんカード	栃木県宇都宮 市鶴田一丁目 7番5号	クレジットカード業 務	昭和57年 3月25日	30	(100.00)	
株式会社常陽産業研究所	茨城県水戸市 三の丸一丁目 5番18号	調査、コンサルティ ング業務	平成7年 4月3日	100	(100.00)	

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社あしぎん総合研究所	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	調査、コンサルティング、ソフトウェア開発業務	平成21年4月7日	百万円 70	% (100.00)	
常陽コンピューターサービス株式会社	茨城県水戸市西原二丁目16番25号	ソフトウェア開発業務及び計算受託業務	昭和48年4月26日	47.5	(100.00)	
常陽ビジネスサービス株式会社	茨城県ひたちなか市笹野町一丁目8番1号	事務受託代行業務	昭和59年3月24日	100	(100.00)	
常陽施設管理株式会社	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	不動産賃貸業務等	平成11年3月17日	100	(100.00)	
常陽キャッシュサービス株式会社	茨城県水戸市新原一丁目3番3号	現金自動設備の保守・管理業務	平成11年4月14日	50	(100.00)	

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率欄の () は、間接議決権比率であります。

重要な業務提携の概要

該当事項はありません。

7 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
第一生命保険株式会社	30,000百万円	19,948千株	1.69%
株式会社足利銀行	20,000百万円	一千株	—%
日本生命保険相互会社	15,000百万円	34,487千株	2.92%
株式会社あおぞら銀行	15,000百万円	一千株	—%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000百万円	46,118千株	3.91%

- (注) 1. 借入金残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

8 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

日付	企業集団の現況に関する重要な事項
平成28年9月23日	当社の完全子会社である株式会社常陽銀行は、当社との株式交換に先立ち、株式会社常陽リース、常陽信用保証株式会社、株式会社常陽クレジット、株式会社常陽産業研究所、及び常陽コンピューターサービス株式会社の全株式を取得し、それぞれ完全子会社といたしました。
平成28年10月1日	当社は、当社を株式交換完全親会社、株式会社常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うとともに、株式会社足利ホールディングスから株式会社めぶきフィナンシャルグループに商号を変更いたしました。
平成28年10月1日	当社の完全子会社である株式会社足利銀行は、株式会社常陽銀行の完全子会社である株式会社常陽リース及び常陽証券株式会社との間で、リース業務に関する業務提携契約、金融商品仲介業務に関する業務提携契約をそれぞれ締結いたしました。
平成29年4月3日	当社は、株式会社常陽銀行が保有する株式会社常陽リースの全株式を現物配当により取得し、同社を当社の直接出資子会社といたしました。また、株式会社足利銀行の完全子会社である足利信用保証株式会社におけるリース事業を株式会社常陽リースに一本化するとともに、株式会社常陽リースは、「株式会社めぶきリース」に商号を変更いたしました。
平成29年4月3日	株式会社常陽銀行の完全子会社である常陽証券株式会社は、「めぶき証券株式会社」に商号を変更いたしました。

2. 会社役員に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
寺 門 一 義	取締役社長 (代表取締役)	株式会社常陽銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
松 下 正 直	取締役副社長 (代表取締役)	株式会社足利銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
村 島 英 嗣	取締役 経営管理 (バーゼル) 担当 (経営管理部バーゼル室)	株式会社常陽銀行 常務取締役	
加 藤 潔	取締役 地域創生担当 (地域創生部)	株式会社足利銀行 専務取締役	
笹 島 律 夫	取締役 経営企画担当 (経営企画部)	株式会社常陽銀行 常務取締役	
清 水 和 幸	取締役 経営管理、リスク管理、情報セ キュリティ担当 (経営管理部)	株式会社足利銀行 常務取締役	
西 野 英 文	取締役 地域創生担当	株式会社常陽銀行 常務執行役員	
寺 門 好 明	取締役 (監査等委員) (常勤監査等委員)		
小 野 訓 啓	取締役 (監査等委員) (常勤監査等委員)		
菊 池 龍三郎	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		
永 沢 徹	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	永沢総合法律事務所 代表 グリー株式会社 社外監査役 東邦ホールディングス株式会社 社外 取締役	
清 水 孝	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	早稲田大学大学院会計研究科 教授	財務及び会計 に関する相当 の知見を有す るものであり ます。

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 寺門好明氏及び小野訓啓氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが、重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

2. 取締役（監査等委員）菊池龍三郎氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、菊池龍三郎氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役・執行役

氏名	地位及び担当	重要な兼職
藤澤 智	取締役兼代表執行役会長	株式会社足利銀行 取締役会長（代表取締役）
松下 正直	取締役兼代表執行役社長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	株式会社足利銀行 取締役頭取（代表取締役）
小野 訓啓	取締役 監査委員	
甲 良 好 夫	取締役（社外取締役） 監査委員（委員長）、指名委員、報酬委員	公認会計士甲良好夫事務所 所長
北 村 光 弘	取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員、監査委員	株式会社横倉本店 代表取締役会長
永 沢 徹	取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員、監査委員	永沢総合法律事務所 代表 グリー株式会社 社外監査役 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役
堀 江 裕	執行役経営管理部長	株式会社足利銀行 専務取締役
森 宏	執行役監査部長	株式会社足利銀行 常務取締役
清 水 和 幸	執行役経営企画部長	株式会社足利銀行 常務取締役

- (注) 1. 平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役は、記載を省略しております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で常陽銀行との間での株式交換により経営統合し、併せて指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました（以下、当該移行を「本件移行」といいます。）。上表の取締役及び執行役は、本件移行に伴う任期満了により退任いたしました。
3. 松下正直氏及び清水和幸氏は本件移行後の取締役（監査等委員を除く）に就任しております。
4. 小野訓啓氏及び永沢徹氏は本件移行後の取締役（監査等委員）に就任しております。

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	7人	44 (11)
取 締 役 (監査等委員)	5人	30 (-)
取 締 役	6人	28 (2)
執 行 役	6人	68 (8)
計	24人	172 (21)

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。上記の区分のうち「取締役」及び「執行役」の支給人数及び報酬等は、本件移行前の期間に係るものであり、上記の区分のうち「取締役（監査等委員を除く）」及び「取締役（監査等委員）」は本件移行後に係るものです。
3. 「取締役」の支給人数には、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した2名が含まれております。また、「取締役」の報酬等には、当期の役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれており、()に内書きしております。「執行役」の支給人数には、平成28年3月31日に辞任した1名が含まれております。また、「執行役」の報酬等には、当期の役員退職慰労引当金繰入額8百万円及び社宅料0.1百万円が含まれており、これらの合計額を()に内書きしております。なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成28年6月28日より廃止しております。会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は次のとおりであり、いずれも本件移行前の期間に係るものであります。
- 退職慰労金 取締役19百万円、執行役－百万円
役員賞与金 取締役11百万円、執行役49百万円
4. 「取締役（監査等委員を除く）」の報酬等には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額5百万円及び当期の役員賞与引当金繰入額6百万円が含まれており、これらの合計額を()に内書きしております。
5. 平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会において、本件移行後の「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額は年額200百万円、「取締役（監査等委員）」の報酬限度額は年額80百万円と決議いただいております。

6. 「取締役（監査等委員を除く）」と「取締役（監査等委員）」の報酬総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

「取締役（監査等委員を除く）」の報酬等は、報酬月額、賞与、ストックオプションの3つによって構成し、いずれも定められた基準にもとづき取締役会にて決定しております。各取締役の報酬月額は、役位別に報酬月額の基本額を定めております。賞与につきましては、連結の利益水準（自己資本当期純利益率）にもとづく上限額を定め、その範囲内において賞与の支給総額を決定し、各取締役への配分は各々の業績への貢献度合いを勘案し決定することとしております。ストックオプションにつきましては、1株当たりの権利行使価額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型のストックオプションを付与しており、各取締役のストックオプション報酬額は報酬月額の基本額に応じて決定しております。

「取締役（監査等委員）」の報酬等は、報酬月額のみで構成しております。この報酬月額は、監査等委員会が制定する報酬に関する規程によって、常勤・非常勤の別によって定めており、各取締役（監査等委員）の報酬額は同規程に従って決定しております。

なお、当社には、使用人兼務役員はおりません。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
菊池 龍三郎	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
永沢 徹	
清水 孝	

(注) 本件移行に伴う任期満了により退任しました甲良好夫氏、北村光弘氏との間においても同様の責任限定契約を締結しておりました。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

また、当社の社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員と親族関係その他これに準ずる関係にありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
菊池 龍三郎	0年6か月	社外役員就任後に当期開催された取締役会6回の全てに、また監査等委員会6回の全てに出席しております。	学識経験及び幅広い見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
永沢 徹	0年9か月	社外役員就任後に当期開催された取締役会10回の全て、また監査委員会4回の全て、監査等委員会6回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
清水 孝	0年6か月	社外役員就任後に当期開催された取締役会6回のうち5回に出席し、また監査等委員会6回のうち5回に出席しております。	財務・会計に関する学識経験及び幅広い見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 永沢徹氏の在任期間及び取締役会への出席状況は、本件移行前の社外取締役の期間と、本件移行後の社外取締役（監査等委員）の期間を合わせて記載しております。

当事業年度中に退任した社外役員の活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
甲 良好 夫	8年3か月	社外役員を退任するまでの間に当期開催された取締役会8回の全て、また、監査委員会9回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
北 村 光 弘	1年3か月	社外役員を退任するまでの間に当期開催された取締役会8回の全て、また、監査委員会9回の全てに出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

(注) 平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外役員は、記載を省略しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	18 (うち報酬以外の金額 ー)	該当ありません

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名のほか、本件移行に伴い退任した2名が含まれております。

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	3,000,000千株
発行済株式の総数	1,179,055千株

2 当年度末株主数

36,404名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	122,900千株	10.43%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	46,118千株	3.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	38,662千株	3.28%
日本生命保険相互会社	34,487千株	2.92%
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,920千株	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,320千株	2.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	26,331千株	2.23%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	24,815千株	2.10%
住友生命保険相互会社	21,659千株	1.83%
第一生命保険株式会社	19,948千株	1.69%

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,303千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 木 村 充 男 指定有限責任社員 山 口 圭 介 指定有限責任社員 松 浦 竜 人	34	当監査等委員会は、当社取締役や関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等は適切、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、158百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、かつ当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社であります株式会社常陽銀行、株式会社常陽リース、常陽証券株式会社、常陽信用保証株式会社は、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

イ 決議の内容の概要

当社は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、内部統制システムの整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。なお、当事業年度においては、平成28年10月1日付の経営統合に併せ監査等委員会設置会社へ移行し、これに合わせた体制の変更等に係る改正を取締役会で決議しており、当事業年度末における取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）を当社グループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業活動の基本方針としての企業倫理、行動基準並びに反社会的勢力との関係を遮断する方針等を定めた「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、役職員に徹底をはかる。
- ②取締役会は、取締役会規程にもとづき適正に運営し、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を適切に監督する。
- ③取締役会は、当社グループのコンプライアンスを管理統括する部署を設置し、コンプライアンス態勢の整備・確立をはかるとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する重要な業務執行の決定並びに分析・評価・改善をはからせ、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。
- ④取締役会は、当社グループの役職員が他の役職員による法令等に反する行為、不正な行為又はそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査等委員会又はコンプライアンスの管理統括部署に報告する体制、内部通報制度並びに懲戒にかかる規則等を整備し、法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

⑤取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置し、コンプライアンス態勢等を含む内部管理の適切性と有効性を監査させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存・管理のために規程を整備し、諸会議の議事録及びその他の文書等として保存及び管理する。

②監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書等をいつでも閲覧することができることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役会は、リスク管理の基本方針及び管理態勢等を定めた「グループリスク管理基本規程」を中心として、リスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク管理の統括部署を設置し、当社グループの損失の危険を適切に管理する。また、自然災害等により当社グループの事業活動等が深刻な損失を被る危機発生時に備えた事業継続体制を整備する。

②各種リスクは、可能な限り総合的に把握し管理運営することとし、各種リスク管理の方針・手続き等は業務内容や市場環境の変化を勘案して適時適切に見直しを行うこととする。

③取締役会は、当社グループが有するリスクを統括的に管理する責任者として、リスク管理担当役員をおくとともに、リスク管理に関する重要な業務執行の決定並びにリスク管理に関する事項の分析・評価・改善を行う「ALM・リスク管理委員会」を設置し、定期的に又は必要に応じ随時リスクの状況を把握・分析・評価させ、必要な対応を適時適切に指示する態勢を構築するほか、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定する。

②取締役会は、当社の組織、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定め、業務の組織的、効率的かつ健全な運営をはかる。

- ③取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び職務内容ごとに決裁権限を明確にした職務権限規程を定め、効率的な業務運営をはかる。
- ④業務執行取締役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において職務執行状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- ①取締役会は、グループ内会社から当社に対して行う協議・報告事項を含む当社グループの経営管理に関する基本的事項を定め、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ②当社は、グループ内会社の規模、特性及び事業内容等を踏まえつつ、直接又は直接出資会社をしてグループ内会社に対し、所在する各種リスク等に応じた対応規程等の制定などの必要な態勢整備をはからせるとともに、当社グループが抱える各リスクの特性を正しく認識・把握し、適切にリスクを管理する。

(子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ③当社は、当社グループの組織的、かつ効率的な事業活動展開のため、グループ内会社の事業内容、規模、当社グループ内におけるそれぞれの役割等を踏まえたうえで、各グループ内会社に対し、当社グループの経営理念、経営方針等を反映した経営計画を立案させ、その執行状況を適切に管理する。

(子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- ④当社は、グループ内会社に対し、直接又は直接出資子会社をしてコンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢並びに当社グループ内取引の適切性確保のための態勢等を整備させ、これを適切に管理する。
- ⑤当社の内部監査部署は、直接又は直接出資子会社の内部監査部門と連携して、当社グループ全体の内部監査態勢の把握につとめ、定期的かつ必要に応じて、監査の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の適切な管理体制を確立するため、態勢整備及び運用等にかかる必要な規則等を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会室を設置し、監査業務の補助に足る能力・経験等を有した監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとするほか、監査等委員会は当該使用人の人事考課に関し意見を付すことができるなどにより、その独立性を確保する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、専ら監査等委員の指示に従って監査等委員会の職務の補助を行うほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該使用人がその職務を遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう、配慮しなければならない。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役会は、監査等委員会が当社グループにかかる重要事項を効率的に、かつ適時適切に把握できるよう、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対して報告すべき事項を定める。
- ②監査等委員は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができる。また、報告を求められた者は、その求めに従い、速やかに報告しなければならない。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会又は監査等委員が職務の執行のためにその費用を請求したときは、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を必要に応じ任用する場合又は調査等の事務を委託する場合等に要する費用を含め、監査等委員会又は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査部署は、監査等委員会と連携し内部監査の有効な実施につとめるほか、監査等委員会の意見を聴取のうえ、内部監査計画を策定し、内部監査の結果を監査等委員会に報告する。
- ② 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

□ 体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保する体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスをグループ経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの実効性を高めるために、取締役会において「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、企業倫理、行動基準、反社会勢力との関係を遮断する方針を遵守することとしています。

「コンプライアンス委員会」を6回開催し、コンプライアンス・プログラムに関する当社グループの基本方針及びコンプライアンスに関する重要な決定を行うとともに、統括部署からコンプライアンス・プログラムの実践状況及びモニタリング結果の報告を受け対応策を決定しています。

内部通報制度については、子銀行のコンプライアンス統括部署を社内の通報窓口としているほか、弁護士事務所に社外の通報窓口を設置しています。さらに本年4月以降は、当社及び子銀行の常勤監査等委員を社内の通報窓口としております。

(2) リスク管理体制

当社グループは、取締役会において「グループリスク管理基本規程」を制定し、戦略リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、経営に影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスクを許容できる範囲に制御していく統合的リスク管理を行っています。

「ALM・リスク管理委員会」を10回開催し、グループ内会社のリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえたプロセスの有効性の検証を行うとともに、グループ内会社に対し適時に必要な見直しを指示しています。

危機管理体制については、危機発生時においても人的・物的被害を最小限に留めるとともに重要な業務を継続又は早期復旧できるよう取締役会において「危機管理体制構築に関する基本規程」を制定し、子銀行を中心として業務継続計画を策定しています。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、迅速な業務執行を進めるため、業務執行上の重要事項を協議・決定する会議体として「経営会議」「ALM・リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」を設置し、法令で許容される範囲において、業務執行権限を委譲しています。

当社における業務を適切・効率的に遂行するため、取締役会において「職務権限規程」を制定し、取締役の権限の範囲を明確にしています。「職務権限規程」では、運用にあたっての職務権限行使の基本原則・決裁ルールを明示しています。

監査等委員会設置会社への移行後の当社の主要な会議体の開催回数は以下のとおりです。

- ・取締役会 6回（監査等委員会設置会社への移行までの間は8回開催しています。）
- ・経営会議 9回

(4) 内部監査

業務執行部門から独立した監査部が、業務執行部署・子会社各社に対する監査を実施しています。監査結果については、監査対象部署の長に通知し、また、監査等委員会及び取締役会へ報告しています。

(5) グループ経営管理体制

取締役会は「グループ内会社等管理規程」を制定し、グループ内会社から当社へ協議・報告すべき事項及びその方法を明示しており、グループ内会社から適切に協議又は報告を受けています。

当社のグループ経営方針等は、グループ内会社の経営方針に適切に反映させるとともに、当社が直接出資子会社の経営管理を行い、また直接出資子会社を通じて直接出資子会社以外のグループ内会社等の経営管理を行うことで、グループ経営管理の一体性を確保しています。

(6) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、社内取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内取締役2名は常勤の監査等委員としています。全監査等委員と代表取締役との意見交換や、常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員の報告聴取等を通じて監査等委員会の活動の実効性確保に努めています。

また、内部監査部門から子銀行を含めた内部監査の状況について毎月報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査に関する中期活動計画や年度毎の内部監査計画の策定に監査等委員会の意見反映を行うなどにより、日常的かつ機動的に連携をはかっております。

加えて、子銀行の監査等委員との緊密な連携を図るため、定期的に意見交換等を行っています。会計監査人についても、必要に応じて監査等委員会へ出席させ、監査実施状況等について報告を受け、またリスク認識等について定期的に意見交換を行っています。

社員等が監査等委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを全役職員が閲覧可能な社内ネットワークに掲示し、周知しています。

監査等委員会の職務を補助する専担部署として監査等委員会室を設置し、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を配置しています。また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するため、当該使用人についての転出入は監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課に関しては監査等委員会が意見を付すことができること等を定めています。

8. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の当該事業年度末の 帳簿価額	当社の総資産額
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	447,270百万円	774,528百万円
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号	280,000百万円	

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

イ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、当社グループとしての成長に向けた資本の確保と、株主の皆さまへの適切な利益還元のバランスを考慮し、安定配当を目指します。

ロ 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

第1期末連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,393,762	預金	13,507,047
コールローン及び買入手形	5,160	譲渡性預金	284,705
買入金銭債権	15,952	コールマネー及び売渡手形	303,312
特定取引資産	7,226	債券貸借取引受入担保金	167,640
有価証券	4,190,681	特定取引負債	511
貸出金	10,244,730	借入金	735,593
外国為替	7,222	外国為替	757
リース債権及びリース投資資産	48,366	社債	5,000
その他資産	120,249	新株予約権付社債	33,657
有形固定資産	117,732	信託勘定借	13
建物	41,423	その他負債	140,446
土地	63,107	役員賞与引当金	111
リース資産	26	退職給付に係る負債	8,896
建設仮勘定	652	役員退職慰労引当金	51
その他の有形固定資産	12,522	睡眠預金払戻損失引当金	3,480
無形固定資産	12,414	ポイント引当金	294
ソフトウェア	8,254	利息返還損失引当金	12
その他の無形固定資産	4,160	偶発損失引当金	1,548
退職給付に係る資産	12,275	特別法上の引当金	2
繰延税金資産	1,609	繰延税金負債	31,410
支払承諾見返	25,916	再評価に係る繰延税金負債	9,454
貸倒引当金	△ 78,840	負のれん	1,501
投資損失引当金	△ 9	支払承諾	25,916
資産の部合計	16,124,452	負債の部合計	15,261,366
		純資産の部	
		資本金	117,495
		資本剰余金	148,490
		利益剰余金	461,631
		自己株式	△ 6
		株主資本合計	727,610
		その他有価証券評価差額金	128,545
		繰延ヘッジ損益	△ 674
		土地再評価差額金	12,844
		退職給付に係る調整累計額	△ 5,433
		その他の包括利益累計額合計	135,282
		新株予約権	193
		純資産の部合計	863,086
		負債及び純資産の部合計	16,124,452

第1期連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		213,284
資金運用収益	125,501	
貸出金利息	89,325	
有価証券利息配当金	35,186	
コールローン利息及び買入手形利息	66	
預け金利息	502	
その他の受入利息	419	
信託報酬	22	
役務取引等収益	36,245	
特定取引収益	2,241	
その他業務収益	12,964	
その他経常収益	36,309	
償却債権取立益	2,688	
株式等売却益	9,902	
その他の経常収益	23,718	
経常費用		161,029
資金調達費用	10,287	
預金利息	2,572	
譲渡性預金利息	48	
コールマネー利息及び売渡手形利息	595	
債券貸借取引支払利息	1,198	
借入金利息	1,101	
社債利息	233	
その他の支払利息	4,537	
役務取引等費用	10,036	
その他業務費用	7,017	
営業経費	98,088	
その他経常費用	35,599	
貸倒引当金繰入額	6,277	
その他の経常費用	29,321	
経常利益		52,255
特別利益		119,225
固定資産処分益	6	
負ののれん発生益	119,219	
特別損失		2,085
固定資産処分損	438	
減損損失	1,463	
段階取得に係る差損	184	
税金等調整前当期純利益		169,395
法人税、住民税及び事業税	16,880	
法人税等調整額	△ 5,968	
法人税等合計		10,911
当期純利益		158,483
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		158,455

計算書類 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

第1期末貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	37,756	未払金	75
前払費用	337	未払費用	308
未収還付法人税等	14	未払法人税等	4,918
繰延税金資産	22	未払消費税等	12
その他	8,713	役員賞与引当金	6
流動資産合計	46,846	流動負債合計	5,320
固定資産		固定負債	
無形固定資産		新株予約権付社債	33,657
商標権	47	長期借入金	70,000
ソフトウェア	4	関係会社長期借入金	20,000
無形固定資産合計	51	繰延税金負債	75
投資その他の資産		その他	158
関係会社株式	727,270	固定負債合計	123,891
長期前払費用	360	負債合計	129,211
投資その他の資産合計	727,630	純資産の部	
固定資産合計	727,682	株主資本	
		資本金	117,495
		資本剰余金	
		資本準備金	25,276
		その他資本剰余金	451,668
		資本剰余金合計	476,944
		利益剰余金	
		利益準備金	3,217
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	48,119
		利益剰余金合計	51,337
		自己株式	△ 654
		株主資本合計	645,123
		新株予約権	193
資産合計	774,528	純資産合計	645,316
		負債純資産合計	774,528

第1期損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	13,084
関係会社受取配当金	12,064
関係会社受入手数料	1,020
営業費用	1,484
販売費及び一般管理費	1,484
営業利益	11,599
営業外収益	216
受取利息	158
有価証券利息	1
その他	55
営業外費用	2,211
支払利息	2,040
支払保証料	168
その他	1
経常利益	9,605
税引前当期純利益	9,605
法人税、住民税及び事業税	△ 1,056
法人税等調整額	527
法人税等合計	△ 528
当期純利益	10,134

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭 介 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 竜 人 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社めぶきフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 充 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第1期事業年度における取締役（監査等委員会設置会社移行前については、執行役も含みます。以下同様です。）の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社めぶぎフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員	寺	門	好	明	㊟
監査等委員	小	野	訓	啓	㊟
監査等委員	菊	池	龍	三郎	㊟
監査等委員	永	沢		徹	㊟
監査等委員	清	水		孝	㊟

- (注) 1. 監査等委員 菊池龍三郎、永沢徹及び清水孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年6月28日開催の旧株式会社足利ホールディングスの第8回定時株主総会の決議により、平成28年10月1日をもって、株式会社めぶぎフィナンシャルグループに商号変更を行うとともに、指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。また、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの監査の状況につきましては、旧監査委員会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成29年4月1日に施行された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、銀行持株会社の業務範囲の見直しが実施されました。これを受け、当社の業務範囲を機動的に拡大できるようにするため、当社の目的に関する規定の一部を変更するものであります。
- (2) 当社では、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が不一致となっております。このため、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく規定を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
(1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理	(1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務
(2) 前号に付帯又は関連する一切の業務	(2) 前号に規定する業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務
第3条～第5条 (記載省略)	第3条～第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章・第3章 (記載省略)	第2章・第3章 (現行どおり)
<p>第4章 取締役及び取締役会 第17条～第18条 (記載省略)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 (記載省略) 2. ～4. (記載省略) (新 設)</p> <p>第20条～第28条 (記載省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 (現行どおり) 2. ～4. (現行どおり) 5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条～第28条 (現行どおり)</p>
第5章・第6章・第7章 (記載省略)	第5章・第6章・第7章 (現行どおり)
附則 (記載省略)	附則 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で協議した結果、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	寺 門 一 義	再任 取締役社長（代表取締役）
2	まつ した まさ なお 松 下 正 直	再任 取締役副社長（代表取締役）
3	さか もと ひで お 坂 本 秀 雄	新任
4	ほり え ゆたか 堀 江 裕	新任
5	ささ じま りつ お 笹 島 律 夫	再任 取締役 経営企画担当（経営企画部）
6	し みず かず ゆき 清 水 和 幸	再任 取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当（経営管理部）
7	むら しま えい じ 村 島 英 嗣	再任 取締役 経営管理（バーゼル）担当 （経営管理部バーゼル室）

1

てら かど かず よし
寺 門 一 義

昭和27年1月28日生

再任

所有する当社の株式の数：103,372株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和49年4月	株式会社常陽銀行入行	同13年6月	同 個人事業部長兼くらしと事業の相談センター長
平成6年7月	同 審議室審議役	同14年6月	同 経営企画部長
同8年6月	同 多賀支店長	同15年6月	同 執行役員 経営企画部長
同10年7月	同 営業統括部副部長	同17年6月	同 常務取締役
同11年6月	同 個人企画部副部長	同21年6月	同 専務取締役
同12年7月	同 個人事業部副部長	同23年6月	同 取締役頭取（現任）
		同28年10月	当社 取締役社長（現任）

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

平成17年6月に常陽銀行常務取締役に就任して以降、専務取締役、取締役頭取、平成28年10月より当社取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、同義です。）候補者いたしました。

2

まつ した まさ なお
松 下 正 直

昭和32年2月8日生

再任

所有する当社の株式の数：15,400株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和54年4月	株式会社足利銀行入行	同26年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役
平成14年6月	同 公務金融部長		株式会社足利銀行 常務執行役
同16年8月	同 融資本部副本部長	同26年6月	株式会社足利ホールディングス 取締役兼代表執行役社長
同17年10月	同 伊勢崎支店長		株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取
同19年4月	同 真岡支店長	同28年6月	株式会社足利銀行 取締役頭取（現任）
同21年1月	同 執行役	同28年10月	当社 取締役副社長（現任）
同24年6月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営企画部長		
	株式会社足利銀行 常務執行役 総合企画部長		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

平成21年1月に足利銀行執行役に就任して以降、足利ホールディングス取締役兼代表執行役社長、及び足利銀行取締役兼代表執行役頭取、足利銀行取締役頭取、平成28年10月より当社取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

3

さか もと ひで お
坂 本 秀 雄

昭和30年8月22日生

新任

所有する当社の株式の数：58,253株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和53年4月	株式会社常陽銀行入行	同17年6月	同	経営企画部長
平成10年6月	同 石岡東支店長	同19年6月	同	執行役員 経営企画部長
同13年6月	同 営業企画部次長	同21年6月	同	常務執行役員 本店営業部長
同16年6月	同 営業統括部副部長	同23年6月	同	常務取締役
同17年4月	同 経営企画部担当部長	同25年6月	同	専務取締役
		同28年6月	同	取締役副頭取（現任）

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役副頭取

● 候補者とした理由等

平成23年6月に常陽銀行常務取締役就任して以降、専務取締役、取締役副頭取を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

4

ほり え ゆたか
堀 江 裕

昭和32年11月11日生

新任

所有する当社の株式の数：7,700株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年4月	株式会社足利銀行入行	同21年6月	同	執行役員
平成13年6月	同 桐生西支店長	同26年4月	同	常務執行役員
同14年6月	同 リスク統括室長	同27年4月	同	株式会社足利ホールディングス 執行役員 経営管理部長
同16年6月	同 総合管理部長			株式会社足利銀行 専務執行役員
同18年6月	同 人事部長	同28年6月	同	株式会社足利銀行 専務取締役（現任）
同18年9月	同 郡山支店長			
同20年4月	同 高崎支店長			

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 専務取締役

● 取締役候補者とした理由等

平成21年6月に足利銀行執行役に就任して以降、足利ホールディングス執行役員経営管理部長、及び足利銀行専務執行役員、足利銀行専務取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

5 ささ じま りつ お 笹 島 律 夫 昭和33年3月3日生 **再任**

所有する当社の株式の数： 34,587株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年4月	株式会社常陽銀行入行	同20年4月	同	市場金融部長
平成12年7月	同 経営企画部次長	同21年6月	同	経営企画部長
同17年6月	同 経営企画部副部長	同23年6月	同	執行役員 経営企画部長
同18年6月	同 郡山支店長	同25年6月	同	常務取締役 (現任)
		同28年10月	当社	取締役 経営企画担当 (現任)

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 専務取締役就任予定

● 候補者とした理由等

平成25年6月に常陽銀行常務取締役就任し、平成28年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

6 し みず かず ゆき 清 水 和 幸 昭和36年9月11日生 **再任**

所有する当社の株式の数： 4,100株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和59年4月	株式会社足利銀行入行	同26年4月	株式会社足利ホールディングス	執行役員 経営管理部長
平成16年10月	同 財務企画本部チーフマネージャー			株式会社足利銀行 執行役員
同18年6月	同 企画室長	同27年4月	株式会社足利ホールディングス	執行役員 経営企画部長
同20年6月	同 総合企画部長			株式会社足利銀行 常務執行役員
同20年7月	株式会社足利ホールディングス 経営企画部長 (兼務)	同28年6月	株式会社足利銀行	常務取締役 (現任)
同21年1月	同 栃木支店長	同28年10月	当社	取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当 (現任)
同22年6月	同 宇都宮中央支店長			
同24年4月	同 執行役員 営業推進部長			
同24年6月	同 執行役員 営業企画部長			

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 常務取締役

● 候補者とした理由等

平成26年4月に足利ホールディングス及び足利銀行の執行役に就任して以降、足利ホールディングス執行役員経営企画部長、及び足利銀行常務執行役員、足利銀行常務取締役、平成28年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数：53,278株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和54年4月	株式会社常陽銀行入行	同22年6月	同	執行役員	営業統括部長
平成11年7月	同 三郷支店長	同23年6月	同	執行役員	営業推進部長
同13年6月	同 経営監査部法務室長	同24年6月	同	常務執行役員	営業本部副本部長
同17年6月	同 リスク統括部長	同25年6月	同	常務取締役	(現任)
同19年6月	同 経営監査部長	同28年10月	当社	取締役	経営管理 (バーゼル)
同20年6月	同 個人事業部長			担当	(現任)

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 常務取締役

● 候補者とした理由等

平成25年6月に常陽銀行常務取締役に就任し、平成28年10月より当社取締役に務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 後藤直樹氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、現任の監査等委員である取締役の任期との整合をはかるため、本議案の補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、本総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ご とう なお き
後 藤 直 樹

昭和35年7月28日生

社外

独立

所有する当社の株式の数：一株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 平成5年4月 弁護士登録
- 同26年4月 茨城県弁護士会 会長
- 日本弁護士連合会 常務理事
- 同27年3月 茨城県弁護士会 会長 退任
- 日本弁護士連合会 常務理事 退任

- (注) 1. 後藤直樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
後藤直樹氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくことができると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、本議案が承認され、後藤直樹氏が社外取締役に就任する場合、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

中継会場ご案内図

中継会場にご来場の株主さまへ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（水戸市）の様様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主さまの権利の行使はできません。あらかじめ議決権行使をお済ませいただき、本招集ご通知をご持参のうえ、ご来場ください。

会 場

足利銀行 本店 3F 大会議室

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号 TEL:028-622-0111



交 通
ア ク セ ス

●JRの場合：JR宇都宮駅から約3km 約20分

宇都宮駅（西口）
下 車

バスターミナル⑥番⑦番
関東バス「作新学院・駒生」行き

●東武線の場合：東武宇都宮駅から約2km 約15分

東武宇都宮駅
下 車

東武宇都宮駅前バス停
関東バス「作新学院・駒生」行き

桜通り
十文字バス停
下 車

東武宇都宮駅と東武宇都宮駅前バス停の間は約300m程離れています。

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会 場

茨城県立県民文化センター 大ホール

茨城県水戸市千波町東久保697番地 TEL:029-241-1166



茨城県立
県民文化センター

交 通
ア ク セ ス

徒 歩

●JR水戸駅南口から15分

バ ス

●JR水戸駅北口⑧番バス停より、「払沢・本郷・千波循環（関東鉄道・茨城交通）」へ乗車。「文化センター入口」又は「文化センター」で下車。

車

●常磐自動車道水戸ICから大洗・日立方面（国道50号バイパス）30分。
●北関東自動車道茨城町東ICから水戸市内方面15分。

- 第1期定時株主総会会場は水戸市となっております。上記総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。中継会場を足利銀行本店に設けております。54頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただけますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。